再生手続開始

平成２５年（再）第１号
佐賀県武雄市北方町大字志久3487番地
再生債務者　有明ゴルフ株式会社
代表者代表取締役　福田　　明
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年６月４日から平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第１６号
大阪府堺市西区草部1263番１
再生債務者　ベルキン株式会社
特別調査期間　平成25年４月15日から平成25年４月17日まで
平成25年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第３号
青森市大字浜田字豊田139番地21
再生債務者　十和田湖観光汽船株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式の全て（４万4000株）
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
3　減少する資本金の額　2200万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
5　募集株式の数　普通株式500株
6　募集株式の払込金額　１株につき１万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定後、取締役会が定める日
8　増加する資本金の額　１株につき１万円
9　増加する資本準備金の額　０円
平成25年３月15日
青森地方裁判所第２民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
山口県下関市椋野町３丁目13番18号
再生債務者　シズカコーポレーション株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年３月18日　山口地方裁判所下関支部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
鳥取県米子市河崎1299番地
再生債務者　有限会社ランドワーク
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年３月18日　鳥取地方裁判所米子支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第９号
埼玉県富士見市ふじみ野東１―24―12―303
再生債務者　坂本　勝章
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月18日から平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１８号
埼玉県川越市大塚新町35番地２
再生債務者　鈴木　謙介
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月19日から平成25年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第２号
千葉県茂原市高師906番地
再生債務者　渡部　和実
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月19日から平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再イ）第３号
千葉県茂原市高師906番地
再生債務者　渡部　三枝
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月19日から平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２４年（再イ）第２０１号
さいたま市緑区大字三室422番地６　ガーデンハイム103号室
再生債務者　釵持　智臣（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月22日から平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１４号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢434番地２
再生債務者　千田　文昭
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月22日から平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１５号
埼玉県所沢市若狭４丁目2519番地の17
再生債務者　石田　利幸
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月９日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月23日から平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第６号
千葉県富里市日吉台２丁目14番地９
再生債務者　水野　信哉
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月９日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月23日から平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２５８号
名古屋市瑞穂区牛巻町３番18号　住宅公団牛巻団地５棟503号
再生債務者　囲　　敬子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月９日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月16日から平成25年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番26―804号
再生債務者　坂下　貴洋
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月25日から平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第４１号
札幌市北区新琴似４条４丁目６番37号
再生債務者　岩渕　哲哉
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月25日から平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部